

〔島根県立青少年の家条例〕をここに公布する。

島根県立青少年社会教育施設条例
(平9条例20・改称)

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 使用(第4条—第11条)
- 第3章 指定管理者(第12条—第20条)
- 第4章 開所時間等(第21条・第22条)
- 第5章 雑則(第23条・第24条)
- 第6章 罰則(第25条)

附則

第1章 総則
(平18条例60・章名追加)

(趣旨)

第1条 この条例は、島根県立青少年社会教育施設の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。
(平9条例20・一部改正)

(設置)

第2条 青少年に学習及び交流の機会を提供することにより心身の健全な育成を図り、あわせて県民の教養及び文化の向上に資するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、島根県立青少年社会教育施設(以下「青少年社会教育施設」という。)を次のとおり設置する。

名称	位置
島根県立青少年の家	出雲市
島根県立少年自然の家	江津市

(平9条例20・平16条例70・一部改正)

(職員)

第3条 青少年社会教育施設に事務職員その他の所要の職員を置く。
(平9条例20・一部改正)

第2章 使用
(平18条例60・章名追加)

(利用者)

第4条 青少年社会教育施設の施設及び設備(以下「施設等」という。)を利用できる者は、研修計画を有する者又は青少年社会教育施設が主催する研修事業に参加する者とする。
(平18条例60・追加)

(使用の許可)

第5条 施設等を使用しようとする者は、教育委員会(以下「委員会」という。)の許可を受けなければならない。

- 2 委員会は、施設等の使用の目的、方法等が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。
- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるとき。
 - (3) 青少年社会教育施設の施設又は設備を損壊するおそれがあると認められるとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、青少年社会教育施設の管理に支障があると認められるとき、又は使用の目的が青少年社会教育施設の設置目的に反すると認められるとき。
- 3 委員会は、青少年社会教育施設の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(平9条例20・平16条例66・一部改正、平18条例60・旧第4条繰下・一部改正)

(許可の取消し等)

第6条 委員会は、前条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するとき、又は青少年社会教育施設の管理上特に必要があると認めるときは、その許可を取り消し、又は同条第3項の規定により付した条件を変更することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。
- (2) 前条第2項各号に掲げる事由のいずれかに該当することとなったとき。

(3) [前条第3項](#)の規定により許可に付した条件に違反したとき。

(4) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(平9条例20・平16条例66・一部改正、平18条例60・旧第5条線下・一部改正)

(使用料の納付)

第7条 使用者は、[別表](#)に定める使用料(1人当たりの額で使用する場合にあっては、高等学校及び中学校の生徒、小学校の児童並びにこれらに準ずる者並びに未就学児を除いて計算した額の使用料をいう。以下同じ。)を納付しなければならない。

2 使用料の納付方法は、教育委員会規則で定める。

(平18条例60・追加、平28条例5・一部改正)

(使用料の減免)

第8条 委員会は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(平18条例60・旧第7条線下)

(使用料の不還付)

第9条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(平18条例60・旧第8条線下)

(使用権の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、施設等の使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(平18条例60・追加)

(使用者の原状回復義務)

第11条 使用者は、施設等の使用を終了したとき([第6条](#)の規定により使用の許可を取り消されたときを含む。)は、速やかに、当該施設等を原状に復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。

(平18条例60・追加)

第3章 指定管理者

(平18条例60・追加)

(指定管理者による管理)

第12条 島根県立青少年の家(以下「青少年の家」という。)の管理([次条第4号](#)に掲げる業務を含む。以下同じ。)は、法人その他の団体であって、委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせるものとする。

(平18条例60・追加、平21条例50・一部改正)

(指定管理者が行う業務)

第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 青少年の家の施設及び設備の使用料の徴収に関する業務
- (2) 青少年の家の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 青少年の家の施設及び設備を利用する者への食事の提供に関する業務
- (4) [島根県立生涯学習推進施設条例\(平成7年島根県条例第9号\)第1条](#)に規定する島根県立東部社会教育研修センターの施設及び設備で委員会が定めるもの(以下「青少年の家外施設等」という。)の維持管理に関する業務
- (5) [前各号](#)に掲げるもののほか、青少年の家の管理に関する事務のうち、委員会が必要があると認める業務

(平18条例60・追加、平21条例50・一部改正)

(指定管理者の指定の申請等)

第14条 委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 [第12条](#)の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を添付して、委員会が定める期日までに委員会に提出しなければならない。

(平18条例60・追加)

(指定管理者の指定)

第15条 委員会は、[次の各号](#)に掲げる基準をいずれも満たすもののうち、青少年の家の管理を行わせるのに最も適した団体を候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、住民の平等な使用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、青少年の家の施設及び設備並びに青少年の家外施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 当該団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基礎及び人的能力を有するものであること。

(平18条例60・追加、平21条例50・一部改正)

(事業報告書の作成及び提出)

第16条 指定管理者は、教育委員会規則で定める日までに、青少年の家の管理の業務に関し、教育委員会規則で定める内容を記載した事業報告書を作成し、委員会に提出しなければならない。

(平18条例60・追加)

(業務報告の聴取等)

第17条 委員会は、青少年の家の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務又は経理の状況に関し定期的に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(平18条例60・追加)

(指定の取消し等)

第18条 委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定管理者の指定が取り消され新たな指定管理者が青少年の家の管理を行うまでの期間又は指定管理者が管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた期間における青少年の家の管理は、必要に応じて委員会が行うものとする。この場合において、第21条第2項において指定管理者の権限とされているものについては、委員会の権限とする。

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、委員会はその賠償の責めを負わない。

(平18条例60・追加)

(秘密保持義務)

第19条 指定管理者若しくは指定管理者であったもの又は第13条の業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た管理上の秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(平18条例60・追加)

(指定管理者の原状回復義務)

第20条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第18条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、速やかに、その管理をしなくなった青少年の家の施設及び設備並びに青少年の家外施設等を原状に復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。ただし、委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

(平18条例60・追加、平21条例50・一部改正)

第4章 開所時間等

(平18条例60・追加)

(開所時間)

第21条 青少年社会教育施設の開所時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、青少年の家の長の承認を受けて、青少年の家の開所時間を変更することができる。

3 島根県立少年自然の家(以下「少年自然の家」という。)の長は、必要があると認めるときは、少年自然の家の開所時間を変更することができる。

4 前3項の規定にかかわらず、使用者は、開所時間以外の時間にあっても使用することができる。

(平18条例60・追加)

(休所日)

第22条 青少年社会教育施設の休所日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する祝日及び同法第3条第2項に規定する休日

(3) 12月28日から翌年1月4日まで

2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、青少年の家は、7月1日から9月30日までは、休所しない。

3 前2項の規定にかかわらず、青少年の家の長は、青少年の家の長が必要があると認める場合又は指定管理者から申出があった場合に指定管理者と協議の上、休所日を変更することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、少年自然の家の長は、必要があると認めるときは、休所日を変更することができる。

5 第3項又は前項の規定により休所日を変更したときは、当該青少年社会教育施設の長は、あらかじめ当該青少年社会教育施設の掲示場に公示する。

(平18条例60・追加)

第5章 雑則

(平18条例60・章名追加)

(損害賠償)

第23条 故意又は過失により、施設等を利用する者が青少年社会教育施設の施設若しくは設備又は資料を、指定管理者が青少年の家の施設若しくは設備若しくは資料又は青少年の家外施設等を損壊し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(平18条例60・追加、平21条例50・一部改正)

(教育委員会規則への委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平9条例20・旧第9条繰下、平16条例66・旧第10条繰上・一部改正、平18条例60・旧第9条繰下)

第6章 罰則

(平18条例60・章名追加)

第25条 知事は、詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

(平9条例20・旧第10条繰下、平12条例1・一部改正、平16条例66・旧第11条繰上、平18条例60・旧第10条繰下・一部改正)

附 則

1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

2 島根県立青年の家条例(昭和35年島根県条例第30号)は、廃止する。

附 則(平成8年条例第5号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

8 この条例の施行の際現に第6条の規定による改正前の島根県立青少年の家条例第4条第1項の規定により施設及び設備の使用の許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成9年条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(島根県立少年自然の家条例の廃止)

2 島根県立少年自然の家条例(昭和50年島根県条例第8号)は、廃止する。

(島根県立少年自然の家条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際前項の規定による廃止前の島根県立少年自然の家条例第3条第1項の規定により島根県立少年自然の家の利用の許可の申請をしている者は、この条例による改正後の島根県立青少年社会教育施設条例第4条第1項の規定により島根県立少年自然の家の使用の許可の申請をしている者とみなす。

附 則(平成12年条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

13 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成12年条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(島根県立青少年社会教育施設条例の一部改正に伴う経過措置)

6 この条例の施行の際現に第5条の規定による改正前の島根県立青少年社会教育施設条例第4条第1項の規定により施設及び設備の使用の許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成16年条例第6号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第66号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第70号)

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

附 則(平成18年条例第60号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の島根県立青少年社会教育施設条例第15条に規定する指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成19年条例第6号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第50号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後の使用に係る島根県立青少年の家の施設及び設備の使用の許可に関し必要な準備行為は、同日前においても行うことができる。

附 則(平成26年条例第26号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後の使用に係る島根県立少年自然の家の施設及び設備の使用の許可に関し必要な準備行為は、同日前においても行うことができる。

附 則(平成28年条例第5号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第35号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後の使用に係る島根県立青少年社会教育施設の施設及び設備の使用の許可に関し必要な準備行為は、同日前においても行うことができる。

附 則(平成31年条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(平31条例27・一部改正)

附 則(平成31年条例第27号)

この条例は、元号を改める政令(平成31年政令第143号)の施行の日から施行する。

(施行の日＝令和元年5月1日)

附 則(令和3年条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後の使用に係る島根県立青少年の家の施設及び設備の使用の許可に関し必要な準備行為は、同日前においても行うことができる。

別表(第7条関係)

(平8条例5・平9条例20・平12条例2・平16条例6・平18条例60・平19条例6・平21条例50・平23条例22・平26条例26・平28条例35・平31条例1・令3条例24・一部改正)

1 宿泊使用の場合

区分	使用料の額
県内者	1人1泊につき 1,060円
県外者	1人1泊につき 1,600円

備考 「県内者」とは、島根県の区域内に住所を有する者その他これに準ずると委員会が認める者をいい、「県外者」とは、県内者以外の者をいう。

2 宿泊使用以外の場合

(1) 島根県立青少年の家

(ア) 第1研修室等

区分	使用料の額					
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
第1研修室、第2研修室、第3研修室、第4研修室又は特別研修室	円 700	円 930	円 930	円 1,630	円 1,860	円 2,560
第5研修室	1,540	2,060	2,060	3,600	4,120	5,660
第6研修室	260	360	360	620	720	980
和室研修室	610	810	810	1,420	1,620	2,230

和室206、和室207又は和室208	700	930	930	1,630	1,860	2,560
音楽室	830	1,130	1,130	1,960	2,260	3,090
茶室	330	450	450	780	900	1,230
試食室	580	770	770	1,350	1,540	2,120
調理室	1,230	1,630	1,630	2,860	3,260	4,490
多目的ホール	2,930	3,900	3,900	6,830	7,800	10,730
体育館	1時間につき 1,980円					

(イ) 第1創作室等

区分		使用料の額					
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
第1創作室	貸切りの場合	円 950	円 1,290	円 1,290	円 2,240	円 2,580	円 3,530
	貸切りでない場合 (1人につき)	250	330	330	580	660	910
第2創作室	貸切りの場合	700	930	930	1,630	1,860	2,560
	貸切りでない場合 (1人につき)	180	240	240	420	480	660

(ウ) テニスコート等

区分		使用料の額
テニスコート	貸切りの場合	1面1時間につき 220円
	貸切りでない場合	1人1時間につき 60円
グラウンド		1時間につき 470円
バーベキューハウス		1卓1時間につき 90円
カッター		1艇1時間につき 2,370円
カヌー(1人用)		1艇1時間につき 220円
カヌー(2人用)		1艇1時間につき 460円
カヌー(11人用)		1艇1時間につき 1,770円
ヨット		1艇1時間につき 220円
陶芸窯	素焼の場合	1回につき 2,010円
	本焼の場合	1回につき 4,050円

(2) 島根県立少年自然の家

(ア) 第1研修室等

区分		使用料の額					
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
第1研修室		円 1,360	円 1,830	円 1,830	円 3,190	円 3,660	円 5,020
第2研修室		880	1,190	1,190	2,070	2,380	3,260
第3研修室		390	520	520	910	1,040	1,430
体育館		1時間につき 1,270円					

(イ) 第2ホール等

区分		使用料の額		
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
第2ホール		円 1,260	円 1,690	円 2,950

創作室	950	1,280	2,230
第4研修室又は第5研修室	620	830	1,450
水星棟、金星棟、火星棟、木星棟 又は土星棟	2,870	3,850	6,720
地球棟	820	1,120	1,940

備考

- 1 (1)の(ア)の表及び(イ)の表並びに(2)の(ア)の表及び(イ)の表に定める使用時間を超えて使用する場合は、使用料の額は、これらの表に定める使用料の額に、1時間までごとに、その使用料の額の1時間当たりの額(10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を加算した額とする。
- 2 (1)の(ア)の表又は(2)の(ア)の表に掲げる体育館の2分の1を使用するときの使用料の額は、これらの表及び前号の規定により算出した額の5割に相当する額(10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。
- 3 (1)の(ウ)の表に掲げる施設又は設備(陶芸窯を除く。)を使用する場合において、その使用時間が1時間未満であるときは1時間とし、その使用時間が1時間を超える場合において1時間未満の端数の時間があるときは、その端数の時間は、1時間として計算する。